

# 評 価 実 施 手 引 書

全学テーマ別評価「教育サービス面における社会貢献」

(平成12年度着手分)

平成13年1月

大学評価・学位授与機構

## はじめに

本書は、大学評価・学位授与機構が実施する「教育サービス面における社会貢献」をテーマとする「全学テーマ別評価」において、評価の担当者（大学評価委員会委員，専門委員及び評価員）が用いる手引書である。

大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方針について」（平成10年10月）において、各大学の教育研究の質的充実や国民に対する説明などの取組を支援・促進するための方策として、大学評価を実施する第三者機関の設置が提言された。この提言を受けて、平成11年4月に文部大臣裁定に基づき「大学評価機関（仮称）創設準備委員会」が発足した。この委員会では、創設準備に関する重要事項の審議が重ねられ、平成12年2月に最終的な検討結果として「大学評価機関の創設について」が報告された。

この提言及び報告を踏まえ、国立学校設置法等関係法令の整備が行われ、平成12年4月に大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が発足した。この機構は、これまでの学位授与に関する事業に加え、新たに大学等の評価に関する事業を実施する機関として改組されたものである。

機構では、評価事業に着手するに当たり、平成12年度に着手する大学評価の基本的な枠組を示した評価実施要項（『平成12年度に着手する大学評価の内容・方法等について』）を作成するとともに、機構の評価の一環として各大学及び大学共同利用機関が行う自己評価の実施要項（『自己評価実施要項』）と、機構の評価担当者が評価に当たって用いる手引書（『評価実施手引書』）を評価の区分及び個別のテーマ・分野ごとに作成している。

『評価実施手引書』は、評価担当者が、大学評価の意義と方法の十分な把握と共通理解の下で職務を遂行できるよう取りまとめたもので、「第1章 平成12年度に着手する大学評価の実施概要」、 「第2章 全学テーマ別評価「教育サービス面における社会貢献」の評価方法」から構成される。

第1章では、評価担当者が、本機構における大学評価事業の理解をより深めるため、評価の目的、基本的な評価方法等を記載しており、第2章では、評価担当者が実際に評価を行う際のマニュアルとして、具体的な評価内容・方法等を記載している。

なお、本手引書は、評価の具体的な内容及び方法を示すことによって、評価の透明性を確保する目的から、大学等にも公表する。

# 目 次

## はじめに

## 第 1 章 平成 1 2 年度に着手する大学評価の実施概要

### 評価の目的

### 評価の基本的な方法

- 1 目的及び目標に即した評価
- 2 評価のプロセス
  - (1) 書面調査と書面調査段階での評価案の整理
  - (2) ヒアリング，訪問調査と評価報告書原案の作成
  - (3) 評価報告書原案の確定と評価報告書案の作成
  - (4) 意見の申立てと評価報告書の確定
- 3 評価の対象時期
- 4 区分ごとの評価
- 5 項目別評価と総合的評価
  - (1) 項目別評価
  - (2) 総合的評価

### 評価の結果

### 情報開示

### 評価システムの改善

### 評価の実施体制と委員会等の役割

- 1 実施体制
- 2 委員会等の役割
- 3 委員等の職務

### 評価担当者に対する研修の実施

- 1 研修の趣旨
- 2 研修内容・方法

### 区分ごとの評価の実施方法

- 1 全学テーマ別評価
- 2 分野別教育評価
- 3 分野別研究評価

## 第2章 全学テーマ別評価「教育サービス面における社会貢献」の評価方法

テーマ「教育サービス面における社会貢献」の概要

対象機関

実施スケジュール

実施体制 - 専門委員会及び評価チーム

1 教育サービス面における社会貢献に関する専門委員会

2 評価チーム

目的及び目標の設定状況に関する事前調査

評価チームにおける評価のプロセス

1 書面調査と書面調査段階での評価案の整理

2 ヒアリングと評価報告書原案の作成

評価の対象となる活動

評価の内容及び方法

1 書面調査

(1) 書面調査に当たっての打合せ

(2) 目的及び目標の明確性，具体性の確認

(3) 項目別評価

(4) 総合的評価

(5) 書面調査段階での評価案の整理

2 ヒアリング

(1) 事前作業

(2) 書面調査の補足調査

(3) 評価案の検討

(4) 評価内容の概要に対する意見聴取

評価報告書原案の作成

1 項目別評価結果の記述

2 総合的評価結果の記述

3 評価結果の概要の記述

(添付資料)

- 1 平成12年度着手の評価対象機関一覧
- 2 平成12年度全学テーマ別評価「教育サービス面における社会貢献」  
実施計画に係るスケジュール
- 3 評価報告書イメージ
- 4 大学評価関係法令等
- 5 委員名簿
  - (1) 大学評価委員会委員
  - (2) 専門委員会委員
  - (3) 評価員

(参考資料)

用語集

## 第1章 平成12年度に着手する大学評価の実施概要

本章では、平成12年度に着手する大学評価の基本的な内容・方法等を記載しており、「評価の目的」、「評価の基本的な方法」、「評価の結果」、「情報開示」、「評価システムの改善」、「評価の実施体制と委員会等の役割」、「評価担当者に対する研修の実施」、「区分ごとの評価の実施方法」の各節から構成されている。

### 評価の目的

機構は、国立学校設置法に則り、大学等（大学及び大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究水準の向上に資するため、教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供するとともに、広く社会に公表することを業務（注）としている。

機構の実施する評価は、各大学等が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するよう、教育活動、研究活動、社会貢献活動など大学等の行う諸活動について多面的な評価を行い、評価結果を各大学等にフィードバックすることにより、各大学等の教育研究活動等の改善に役立てること。

大学等の諸活動の状況や成果を多面的に明らかにし、それを社会に分かりやすく示すことにより、公共的な機関として大学等が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

を目的としている。

注）機構の業務としては、この他に、

学校教育法の定めるところにより、学位（学士、修士、博士）を授与すること。

大学等の教育研究活動等の状況についての調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。

大学等の教育研究活動等の状況についての評価及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

がある。

## 評価の基本的な方法

各大学等の教育研究活動の個性化や質的充実に向けた主体的な取組を支援・促進していくためには、国際的な視点，地域社会における役割，大学改革の方向性，国内外の大学の動向などを考慮しながら，複数の評価手法に基づく多面的な評価を行う必要がある。そのため，各大学・学部等の設定する目的及び目標に即して，教育活動，研究活動，地域社会や産業界との連携・交流，社会貢献など，大学等の行う諸活動について，

全学テーマ別評価

分野別教育評価

分野別研究評価

の3区分の評価を実施する。

### 1 目的及び目標に即した評価

機構の実施する評価は，大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう，当該大学等の設定する「目的」及び「目標」に即して行う。そのため，大学等の設置の趣旨，歴史や伝統，規模や資源などの人的あるいは物的条件，地理的条件さらには将来計画などを考慮して，明確かつ具体的な目的及び目標が設定されていることが前提となる。

機構では，これらのことを十分配慮して，当該大学等の行う諸活動が「目的」及び「目標」の実現に貢献するものであるか，また，諸活動の結果がそれを達成しているのかなどの視点から評価を行う。

ここでの「目的」とは，当該大学等が諸活動を実施する全体的な意図を，また，「目標」とは，目的を実現するための具体的な課題を指すが，詳細については，「第2章 全学テーマ別評価「教育サービス面における社会貢献」の評価方法」で説明する。

### 2 評価のプロセス

機構は，大学等の設置者の要請をまって評価を行う。

評価は，大学等が自ら行う評価の結果について分析するとともに，大学等の教育研究活動の状況について調査を行い，これらの結果を踏まえて行う。

そのプロセスは次のとおりである。

- 1) 大学関係者及び学識経験者からなる大学評価委員会及び専門委員会において，評価の実施方針や具体的な評価の内容・方法及び実施のための要項等を決定する。
- 2) 大学等においては，機構の示す要項に基づき自己評価を行い，その結果を自己評価書として提出する。自己評価書には，自己評価結果の根拠となる資料・データが必要となる。

自己評価の根拠には，各大学等が独自に実施している自己点検・評価及びその学外者による検証（外部評価）の結果等を活用することができる。

3) 機構においては、大学等から提出された自己評価書と併せて、独自に調査・収集する資料・データ等に基づき、十分な研修を受けた大学評価委員会の委員，専門委員及び評価員が、書面調査によるほか、ヒアリング又は訪問調査による分析・調査を踏まえて評価を行い、その結果を取りまとめる。

平成12年度着手の評価では、機構独自の調査・資料収集は、実状調査の実施と機構が評価する上で、大学等の自己評価で根拠とした資料・データでは不足する場合に、それを大学等に求める形で実施する。

なお、この評価は初めて実施するものであることから、各大学等における明確かつ具体的な目的及び目標の設定に役立てることを目的として、評価の前提となる各大学等の目的及び目標について事前調査し、明確かつ具体的な記述の工夫の状況について整理・分析する。その結果については、全般的な傾向や特徴を含めて各大学等にフィードバックする。

上記3)の評価結果の取りまとめの具体的実施方法については、以下の段階を経て実施する。

#### (1) 書面調査と書面調査段階での評価案の整理

評価では、まず、提出された自己評価書を基に、記述された自己評価結果とその根拠となる資料・データを分析して行う書面調査を実施する。

評価チーム（後述の「評価の実施体制と委員会等の役割」を参照）は、評価の対象機関（組織）（注）が設定した目的及び目標に即して、各項目を評価する上で必要な観点を設定し、その観点に照らして評価を実施する。分野別研究評価においては、部会において個別研究活動の判定を行い、結果を評価チームに提供する。

この際、自己評価書の目的及び目標の記述に明確性、具体性が欠けると判断した場合には、対象機関（組織）に再提出を求める。また、対象機関（組織）の自己評価において設定された観点や資料・データに不足がある場合には、それに対応する資料・データの提出を求め、評価チームにより評価を行う。

書面調査が終了した段階で、評価案を整理しておく。

注）この評価でいう「機関」とは、大学及び大学共同利用機関を指し、また、「組織」とは、機関の内部に置かれた学部、研究科及び附置研究所その他の組織を指す。

#### (2) ヒアリング、訪問調査と評価報告書原案の作成

書面調査段階での評価案の整理後に評価チームによるヒアリング又は訪問調査を実施し、書面調査では知り得ない、あるいは確認できない事項について調査するとともに、対象機関（組織）にこの時点での評価内容の概要を伝え、意見を求める。

書面調査段階での評価案をヒアリング又は訪問調査で得られた知見によって、修正、加筆して、評価チームとしての評価報告書原案を作成する。

### (3) 評価報告書原案の確定と評価報告書案の作成

評価チームの作成した評価報告書原案は、専門委員会において審議され、確定される。さらに、評価報告書原案は、大学評価委員会において審議され、最終的な評価報告書案が作成される。

### (4) 意見の申立てと評価報告書の確定

評価報告書案を対象機関（組織）に通知し、意見の申立ての機会を設ける。申立てがなかった場合は、評価報告書案が評価報告書として確定する。申立てがあった場合には、大学評価委員会において再審議し、必要な場合は修正を行い、申立てのあった意見を添付して評価報告書として確定する。

## 3 評価の対象時期

機構の実施する評価は、大学等の現在の活動状況について行う。この場合、これまでの状況の分析を通じて行う必要がある。この評価では、原則として過去5年間の状況を対象とする。

なお、この分析の対象とする期間は、下記の評価の区分、実施するテーマ及び分野、あるいは評価項目などの特性によっては変更されることがある。

## 4 区分ごとの評価

評価は、国立学校設置法施行規則に則り、次の3つの区分により実施する。

全学テーマ別評価（大学等の教育研究活動等の状況についての全学的な事項に関する評価）

各大学及び各大学共同利用機関をそれぞれ単位として、書面調査及びヒアリングにより行う。

分野別教育評価（大学の各学部及び各研究科における教育活動等の状況についての評価）

原則として学部、研究科をそれぞれ単位として、学問分野ごとに、書面調査及び訪問調査により行う。

分野別研究評価（大学の各学部及び各研究科、各附置研究所その他の各組織並びに大学共同利用機関における研究活動等の状況についての評価）

原則として大学の学部及び研究科、附置研究所その他の組織並びに大学共同利用機関を単位として、学問分野ごとに、書面調査及びヒアリングにより行う。

## 5 項目別評価と総合的評価

機構の実施する評価は、各大学等が設定する明確かつ具体的な目的及び目標に即して、各評価項目ごとの評価（項目別評価）及び各評価項目を通じた総合的な評価（総合的評価）により行う。

なお、項目別評価については、目的及び目標に即して、各項目を評価する上で必要となる諸観点に照らして評価する。各項目を評価する上で必要となる観点は、設定された目的及び目標に沿っておのずから決まってくるものであり、自己評価の際には各大学等において観点を設定の上で評価を実施する。一方、機構の評価では、自己評価で用いられた観点が目的及び目標に照らして十分な設定になっているかを検討した上で、過不足のない観点を設定して評価を実施する。



## (1) 項目別評価

項目別評価では、多面的な評価を実施するために、全学テーマ別評価、分野別教育評価及び分野別研究評価の特性に応じて次のように項目を設定し、評価を行う。

全学テーマ別評価の評価項目については、次の3項目を基本に、各年度に着手するテーマに応じて設定する。

- 1) 目的及び目標を達成するための取組
- 2) 目的及び目標の達成状況
- 3) 改善のためのシステム

分野別教育評価の評価項目については、次の6項目をそれぞれ各分野共通に設定する。

- 1) アドミッション・ポリシー（学生受入方針）
- 2) 教育内容面での取組
- 3) 教育方法及び成績評価面での取組
- 4) 教育の達成状況
- 5) 学生に対する支援
- 6) 教育の質の向上及び改善のためのシステム

分野別研究評価の評価項目については、次の5項目をそれぞれ各分野共通に設定する。

- 1) 研究体制及び研究支援体制
- 2) 諸施策及び諸機能の達成状況
- 3) 研究内容及び水準
- 4) 社会（社会・経済・文化）的貢献
- 5) 研究の質の向上及び改善のためのシステム

なお、以上の評価項目のうち、「研究内容及び水準」については、対象組織（機関）の研究活動の状況を、国際的な視点を踏まえた研究水準及び独創性、発展性、人材育成への貢献、他分野への貢献などの多様な観点から、教員及び研究グループの個別の業績を基に、関連分野の専門家により、研究の質を重視して評価を行う。

また、「社会（社会・経済・文化）的貢献」についても、個別の業績を基にした評価を行う。

## (2) 総合的評価

総合的評価では、目的及び目標の周知・公表の状況など、各項目を通じた事柄や全体を見たときに指摘できる事柄について評価を行う。

## 評価の結果

評価結果は、項目別評価、総合的評価の結果の記述及びそれらを要約した評価結果の概要によって示す。このほか、大学等の概要、大学等の設定した目的及び目標の記述等を併せて評価報告書としてまとめる。

機構は、評価結果を確定する前に評価結果案を当該大学等に通知し、これに対する意見の申立ての機会を設け、申立てがあった場合には、大学評価委員会において再度審議を行った上で、最終的な評価結果を確定する。申立ての内容とそれへの対応は報告書に明示する。

評価報告書は、大学等及びその設置者に提供するとともに、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表する。

## 情報開示

機構は、大学等の教育研究活動等の改善及び社会への情報提供を積極的に行うため、機構が収集又は作成する資料・データ等については、原則として公開・開示する。

なお、対象機関から提出された文書等のうち、個人に関する情報については、原則として機構が行う評価の根拠としてのみ利用し、公開・開示は行わない。また、個人に関する情報以外の文書等については、機構が作成する評価報告書に掲載するものを除き、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」等に基づき当該機関の長と協議の上、取扱いを決定する。

## 評価システムの改善

機構は、社会と大学等の双方に開かれた組織であるとともに、評価の経験と評価を通じた各大学等における自己改革の動向を踏まえつつ、常によりよい大学評価のシステムを求めていくことが重要であると考えている。このため、組織・運営面も含め、大学評価が開放的で進化するシステムとなるよう、その改善に努める。

## 評価の実施体制と委員会等の役割

### 1 実施体制

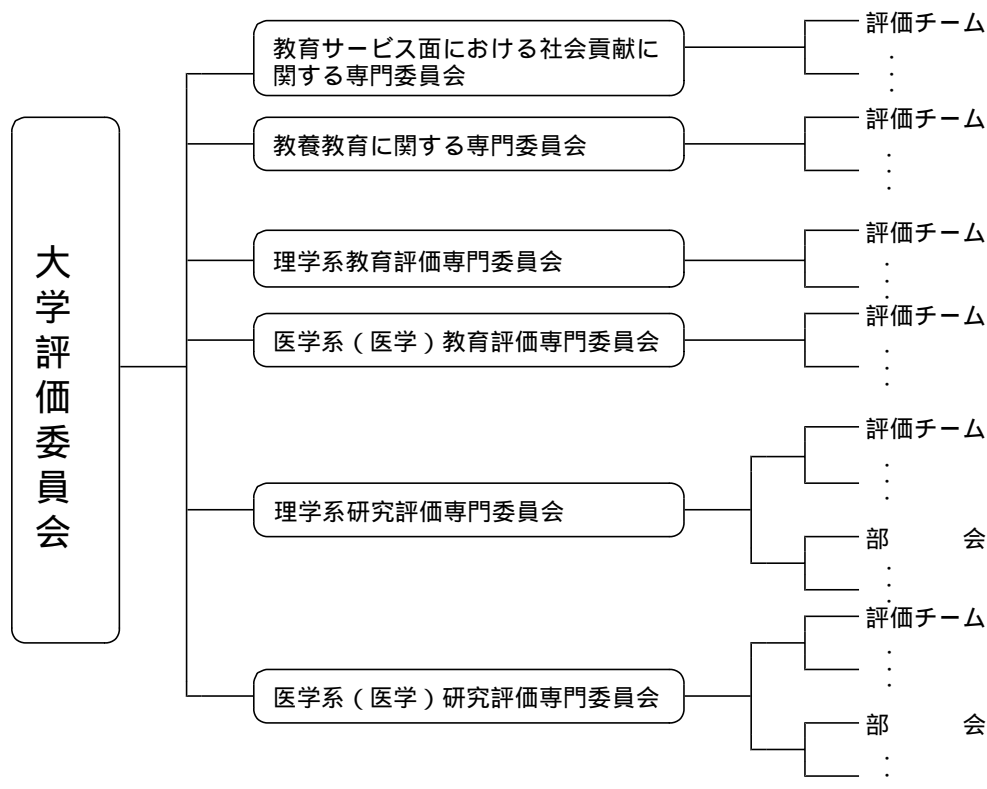
評価のプロセスで述べたとおり、評価を実施するに当たっては、国公私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学評価委員会を設置する。この委員会の下に、テーマ及び学問分野ごとに、大学評価委員会の委員及びそのテーマ・分野の専門家等からなる専門委員会を設置する。

大学等の諸活動については、多面的な評価が必要であること、専門分野が多様であること、さらには評価対象数が大規模となることなどから、専門委員会には、必要に応じて、当該テーマ・分野の専門家を評価員として置く。

対象機関（組織）ごとの評価に当たっては、専門委員会の委員及び評価員による評価チームを編成する。なお、分野別研究評価においては、評価チームのほかに分野ごとに個別の研究活動を評価するため、各専門領域ごとに、専門委員会の委員及び評価員で構成する部会を設置する。

平成12年度に着手する大学評価は、全学テーマ別評価においては「教育サービス面における社会貢献」及び「教養教育」の2テーマを、分野別教育評価及び分野別研究評価においては、「理学系」及び「医学系の医学」の学問分野について、以下の体制により実施する。

### 平成12年度に着手する評価に関する機構の体制



## 2 委員会等の役割

大学評価委員会は、評価の実施方針・実施計画等の基本的事項の審議、各専門委員会の評価結果案の審議・取りまとめ、意見の申立ての審議並びに事業の見直し及び改善等の審議を行う。

専門委員会は、各評価の実施内容・方法等の検討、実施要項及び大学等からの自己評価書の提出様式の検討、評価結果原案の審議・取りまとめ、事業の改善点等の審議を行う。

評価チームは、書面調査（分野別研究評価にあつては、後段の部会の判定を含む。）及びヒアリング又は訪問調査による分析・調査に基づき、評価結果を取りまとめ、評価報告書原案を作成する。

分野別研究評価の専門委員会に置かれる部会は、関連分野の専門家による個別の研究活動の水準等の判定を行う。

### 3 委員等の職務

大学評価委員会委員は、委員会において評価の実施方針・実施計画等の基本的事項の審議等を行うとともに、原則として委員の専門分野等に該当する専門委員会が置かれた場合、その委員会に参画する。

専門委員は、専門委員会において評価の実施内容・方法や評価報告書原案の審議、取りまとめ等を行うとともに、評価チームに所属（分野別研究評価においては部会にも所属）して書面調査及びヒアリング又は訪問調査を行い、評価結果の取りまとめ及び評価報告書原案の作成の中心となる。

評価員は、評価チームに所属（分野別研究評価においては部会にも所属）して書面調査及びヒアリング又は訪問調査を行い、評価結果の取りまとめ及び評価報告書原案の作成を分担する。

委員等は、大学評価の公平性を確保する観点から、自己の関係する大学等に関しては、その事案についての議事に加わること及び評価を担当することができない。また、評価の過程において知り得た個々の大学等の評価に関する事案について、部外者に漏らしてはならない。

## 評価担当者に対する研修の実施

### 1 研修の趣旨

機構が行う大学評価をより実効性の高いものとするため、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を行う必要がある。

このため、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施する。

### 2 研修内容・方法

- 1) 大学評価事業に対して、その目的、内容・方法等及び評価の実施に当たっての手順と留意事項等について、理解と認識を深め、共通理解の下で職務が遂行できるよう研修を実施する。
- 2) 書面調査、ヒアリング、訪問調査を実施するに当たっての手順及び留意事項等について、理解と認識を深めることができるよう研修を実施する。
- 3) 研修の実施に当たっては、必要に応じて演習形式などの方法を取り入れ、より効果的な実施方法となるよう工夫するとともに、複数回実施するなど、十分な研修の機会を設ける。

また、本務の都合等により、上記 1)又は 2)の研修に参加できない者については、別途対応する。

## 区分ごとの評価の実施方法

### 1 全学テーマ別評価

全学テーマ別評価は、各大学及び各大学共同利用機関をそれぞれ単位として、書面調査及びヒアリングにより行う。

この評価では、教育研究活動のみならず、全学的な大学運営や社会貢献活動など、大学等の諸活動の多様な側面について、個別の学部や研究科等の課題にとどまらない、大学等の全学的な課題を各年度において数テーマ設定する。

なお、各年度に着手するテーマについては、大学改革の動向、社会の要請及び大学等における自己点検・評価の進捗状況などを勘案して設定する。設定されたテーマに関する評価は、設置者から要請のあった大学及び大学共同利用機関（対象機関）に対して行う。

全学的な課題の例としては、「大学等の目的・機能を総合的に発揮するための全学的な大学運営」、「教養教育や基礎学力の形成についての全学的な取組」、「教育機能の強化のための全学的な取組」、「学生に対する支援についての全学的な取組」、「大学等としての研究活動の推進に関する基本的な考え方とその方策」、「社会貢献活動についての全学的な取組」、「産学連携の推進についての全学的な取組」及び「国際社会への貢献、国際化への対応についての全学的な取組」などが考えられる。

### 2 分野別教育評価

分野別教育評価は、大学の教育活動等の状況について、原則として学部、研究科をそれぞれ単位として、学問分野ごとに、書面調査及び訪問調査により行う。

実施する分野は、年度ごとに設定するが、同一分野の評価は5年周期を基本にし、設置者から要請のあった大学の学部及び研究科（対象組織）に対して行う。なお、平成12年度から14年度までの期間については、実施分野や対象数を絞って段階的に実施することにしており、平成15年度から本格的に実施する予定である。

### 3 分野別研究評価

分野別研究評価は、大学等の研究活動等の状況について、原則として大学の学部及び研究科、附置研究所その他の組織並びに大学共同利用機関を単位として、学問分野ごとに、書面調査及びヒアリングにより行う。

評価の対象となる「研究活動等」の「研究活動」とは、狭義の研究（基礎研究、応用研究）活動にとどまらず、技術の創出、経営ノウハウの創出、芸術的創作やパフォーマンス、学術書、教養書や教科書類の出版、政策形成等に資する調査報告書の作成、総合雑誌などのジャーナリズム論文の発表等を含む各組織（機関）の教員の創造的活動全般をいう。

また、「研究活動等」には、研究活動そのもののほか、研究を推進し又は支援する体制としての諸施策と諸機能が含まれる。「諸施策と諸機能」の例としては、専攻・学科の連携やプロジェクト研究の実施方策、研究開発や研究支援に携わる技術者の養成、大学共同利用機関や大学内

の共同利用施設が当該分野全体の研究の推進や交流の活発化のために実施するサービス機能，組織全体としての研究資金の運用方策等がある。

なお，大学共同利用機関のように，共同利用装置等から生み出される成果がある場合には，その成果についても評価の対象になる。

実施する分野は，年度ごとに設定するが，同一分野の評価は5年周期を基本にし，設置者から要請のあった大学の学部及び研究科，附置研究所その他の組織（対象組織）並びに大学共同利用機関（対象機関）に対して行う。なお，平成12年度から平成14年度までの期間については，実施分野や対象数を絞って段階的に実施することにしており，平成15年度から本格的に実施する予定である。

## 第2章 全学テーマ別評価「教育サービス面における社会貢献」の評価方法

本章では、実際に評価を行う際の具体的な内容、方法等を記載しており、「テーマの概要」、「対象機関」、「実施スケジュール」、「実施体制」、「目的及び目標の設定状況に関する事前調査」、「評価チームにおける評価のプロセス」、「評価の対象となる活動」、「評価の内容及び方法」、「評価報告書原案の作成」の各節から構成されている。

### テーマ「教育サービス面における社会貢献」の概要

大学及び大学共同利用機関には、地域社会や産業界との連携・交流の推進、社会への知的啓発等、教育、研究の両面にわたって様々な社会貢献に対する期待が寄せられている。

この中で教育面においては、社会の各分野で活躍できる優れた人材の養成をはじめ、社会の高度化・複雑化に伴う職業能力向上のニーズ、国民のゆとりや価値の多様化に伴う幅広い年齢層における生涯学習ニーズの高まりなど、大学等が体系的かつ継続的な学習の場として、より開かれることが求められてきている。

各大学等においては、これらのニーズや大学等の実状を踏まえ、社会人学生の受入れ、科目等履修生制度の開設、公開講座、研修・セミナーの実施、博物館等の公開、大学（施設）開放などの様々な活動を通して、教育サービス面において社会的な貢献が行われている。

これらの活動のうち、正規の課程に在籍する学生に対する教育活動については、分野別教育評価における評価の対象であるため、この評価では、正規の課程に在籍する学生以外の者に対する教育活動及び学習機会の提供について、評価を実施する。

なお、大学共同利用機関は、機関としては正規の課程そのものが存在しないことから、その機関として実施する教育活動及び学習機会の提供の全部、あるいは大部分が本評価の対象となる。

### 対象機関

設置者から申請のあった次の機関を対象とする。

国立大学（政策研究大学院大学及び短期大学を除く。）（98大学）及び全大学共同利用機関（14機関）（添付資料1「平成12年度着手の評価対象機関一覧」参照）。

## 実施スケジュール

平成13年	1月	各大学等に対する実施要項等の通知
平成13年	2月	大学等への説明会の実施，評価担当者に対する研修（大学評価の目的，内容・方法等）の実施
平成13年	4月末	目的及び目標に関する事前調査回答の提出
平成13年	4月～6月	回答結果の整理・分析（専門委員会）
平成13年	6月初	調査結果の大学等へのフィードバック
平成13年	5月～9月	評価担当者に対する研修（書面調査及びヒアリングの実施の手順，留意事項等）の実施（書面調査，ヒアリングの前にそれぞれ実施）
平成13年	7月末	自己評価書・根拠資料等の提出
平成13年	8月～12月	書面調査，ヒアリングの実施及び評価結果原案の作成（評価チーム）
平成13年	12月	評価結果原案の審議（専門委員会）
平成14年	1月	評価結果の取りまとめ（大学評価委員会）
平成14年	2月	評価結果を確定する前に当該大学等に通知，意見の申立て
平成14年	3月	評価結果の確定（大学評価委員会），評価結果の公表

なお，評価全体の実施スケジュールについては，添付資料2「平成12年度の全学テーマ別評価「教育サービス面における社会貢献」実施計画に係るスケジュール」に示すとおりである。

## 実施体制 - 専門委員会及び評価チーム

### 1 教育サービス面における社会貢献に関する専門委員会

専門委員会は，大学関係者及び社会，経済，文化の各方面等の有識者で，大学等の教育研究活動及び大学運営，特に教育サービス面における社会貢献（以下「教育サービス」という。）に関する豊富な経験や高い見識を有する者又は広くかつ高い見識を有し，幅広い実績を有する者により構成する。

また，専門委員会には，主査及び副主査を置き，主査は委員会の招集並びに議事の進行及び取りまとめを行い，副主査は主査を補佐する。

### 2 評価チーム

評価チームは，専門委員会委員及び評価員により編成され，1チーム当たり専門委員会委員2名，評価員3名の計5名で構成することを原則とする。

本テーマは社会のニーズに強く関連するものであるため，評価チームには社会，経済，文化の各方面等の有識者を1名以上含めることを基本とする。



担当機関数については、1チーム10～11機関を担当する。

評価チームには、主査を置く。主査は、専門委員会での審議の関係上、専門委員会委員から充てる事が望ましい。

主査は、評価チーム内の連絡調整、機構との連絡調整を行い、評価報告書原案の作成の中心的役割を担う。

なお、評価チームの構成員は、自己の関係する対象機関の評価に参画できない。

### 目的及び目標の設定状況に関する事前調査

この評価は初めて実施するものであることから、対象機関等における明確かつ具体的な目的及び目標の設定に役立てることを目的として、評価の前提となる各対象機関の目的及び目標についての事前調査を行う。

専門委員会においては、各大学等からの回答結果を基に、明確かつ具体的な記述の工夫の状況について、全般的な傾向や特徴を含めて整理・分析する。その結果については、各大学等にフィードバックする。

### 評価チームにおける評価のプロセス

評価チームにおいては、対象機関から提出のあった自己評価書を中心に自己評価結果及びその根拠となる資料・データ、機構独自に調査・収集する資料・データ等に基づき、書面調査及びヒアリングにより分析・調査を行い、評価結果原案を取りまとめる。

#### 1 書面調査と書面調査段階での評価案の整理

評価では、まず、提出された自己評価書を基に、記述された自己評価結果とその根拠となる資料・データを分析して行う書面調査を実施する。

書面調査では、次に掲げる3つの評価項目の項目別評価及び総合的評価を実施する。

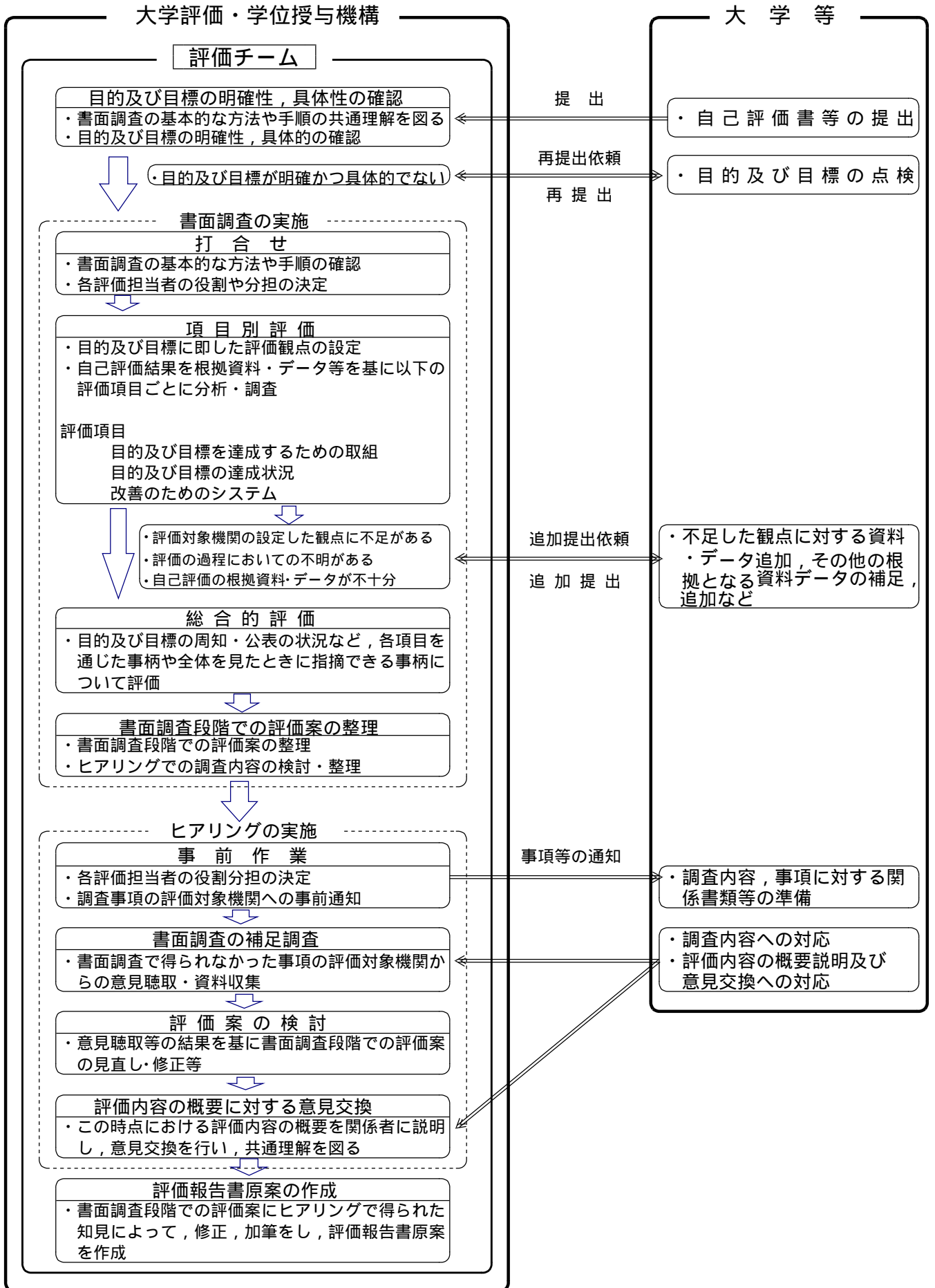
目的及び目標を達成するための取組

目的及び目標の達成状況

改善のためのシステム

書面調査での評価が一通り終了した時点で、調査結果の検討、整理を行い、書面調査段階での評価案を整理する。また、この評価案を踏まえて、ヒアリングでの調査内容の検討・整理を併せて行う。

# 評価のプロセス



## 2 ヒアリングと評価報告書原案の作成

書面調査段階での評価案の取りまとめ後にヒアリングを実施し、書面調査では知り得ない、あるいは確認できない事項について調査するとともに、この時点での評価内容の概要を関係者に伝え、意見を求める。

書面調査段階での評価案をヒアリングで得られた知見によって、修正、加筆して、評価チームとしての評価報告書原案を作成する。

### 評価の対象となる活動

大学等が実施している社会貢献活動には、生涯学習への対応等の教育面での社会貢献、受託研究、産学連携等の研究面での社会貢献、さらには国・地方公共団体の審議会等への参画など様々な活動がある。

この評価では、大学等が実施している教育面での社会貢献活動のうち、正規の課程に在籍する学生以外の者に対する教育活動及び学習機会の提供について評価を行う。

正規の課程に在籍する学生以外の者に対する教育活動及び学習機会の提供には、科目等履修生制度、聴講生制度、公開講座、資格関係の講座、各種の研修やセミナーの開設等の教育活動のほか、博物館等の公開、図書館開放のような学習機会の提供などが挙げられる。

このほかにも各対象機関において様々な活動が行われているが、どのような活動を評価対象とするかは、対象機関の設定した目的及び目標の内容に拠る。

実施の方式としては、全学的（全機関的）な委員会や生涯学習センターのような全学的な組織を通じて実施するものから、学部等の部局単位で実施するものまであり、また、対象機関の施設を利用するだけでなく、メディアを利用したものや、機関外へ出向いて行うものもある。

なお、社会人特別選抜等で正規の課程に在籍する者については、分野別教育評価における評価対象であるためこの評価の対象とならないが、これ以外の社会人に対するリカレント教育は評価の対象となる。

また、大学共同利用機関の場合は、博物館関係の機関のように、主要事業の一つである資料の公開が本評価の対象となることがあり、他の機関の場合でも、その実施する教育活動及び学習機会の提供の全部、あるいは大部分がこの評価の対象となる。評価の対象とはならないものとしては、総合研究大学院大学との協力・連係の下に行う正規の課程の教育がある。

この評価では、こうした種々の取組のうち、全学的（全機関的）組織で行われている活動及び全学的（全機関的）な方針の下に学部やその他の部局で行われている活動を評価の対象とする。

## 評価の内容及び方法

### 1 書面調査

書面調査においては、対象機関の自己評価書に記載された目的及び目標に即して、自己評価結果とその根拠となる資料・データを分析・調査する。

なお、自己評価書には、「教育サービス面における社会貢献に関する取組の現況」の欄において、活動ごとに提供される内容や方法などの全体像が簡潔に記述される。また、「その他」の欄には、対象機関が目的及び目標を設定するに当たっての特記すべき経緯や教育サービス面における社会貢献全体を通じた視点からの補足的説明、各評価項目において表せなかった事柄など、対象機関として特記すべき事項が記述される場合がある。

以下に説明する「目的及び目標の明確性、具体性の確認」、「項目別評価」及び「総合的評価」は、これらの記述も参照しつつ行うものとする。

書面調査は、評価チームごとに実施するが、内容・方法等についてチーム間の調整を要する問題等については、専門委員会や主査打合せ等を行う。

#### (1) 書面調査に当たっての打合せ

評価チームでは、書面調査に当たって会合を持ち、打合せを行う。

打合せにおいては、調査の円滑な遂行のため、書面調査の基本的な方法や手順などについて確認するとともに、各評価担当者の役割や分担についても決定する。

#### (2) 目的及び目標の明確性、具体性の確認

本評価は、対象機関の個性や特色が十二分に発揮できるよう、当該機関の設定する目的及び目標に即して実施する。

このため、最初に対象機関から提出された自己評価書に記載された目的及び目標が明確かつ具体的であるかについて確認する。

#### 目的及び目標の確認の基本的な考え方

ここでは、設定された目的及び目標そのものを評価するのではなく、それに即して第三者の評価が可能となるように、取組の意図や課題が、目的及び目標として明確かつ具体的に記載されているかについて確認する。

その際、機関の設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源などの人的あるいは物的条件、地理的条件、さらには将来計画等を踏まえたものとなっているかについても併せて確認する。

なお、自己評価書には、「対象機関の現況」及び「教育サービス面における社会貢献のとらえ方」の欄に、各機関の現況や各機関が社会貢献活動全体をどう位置付け、その中で教育サービス面における社会貢献をどのようにとらえているかが記載されるので、それらも十分踏まえて確認を行う。

#### 目的の確認の具体的な視点

目的は、大学等が教育サービス面における社会貢献活動を実施する全体的な意図を指し、それが示されているかを確認する。

一般的には、

- ・教育サービスを提供する上での基本的な方針
- ・提供する内容及び方法の基本的な性格
- ・活動を通じて達成しようとしている基本的な成果

などを意味する。

#### 目標の確認の具体的な視点

目標は、目的で示された意図を実現するために設定された具体的な課題を指し、それが示されているかを確認する。

この課題の設定において、教育サービス全体を通じた課題と、全学的（全機関的）な方針の下に取り組む活動ごとの課題がある場合は、それを全般的な目標と活動ごとの目標といった形で示される場合がある。

なお、目的及び目標には、大学等の内部の要件や課題に基づくもののみならず、外部の要件や課題、例えばいかなる社会的ニーズを満たすことになるのか、地域社会における役割、大学改革の方向性、国際的な視点等の関係でどのような意味を持っているのかなどに関して示される場合もある。

また、目的及び目標には、成果についての期待や諸活動の達成内容を示す成果（アウトカム）的な性格のものだけでなく、どのような人的・物的資源が必要なのかを示すインプットのなものや、どのようなサービスの提供の実施を目指すのかを示すプロセス的なものもありえる。

目的及び目標の記載には、上記のような要素が含まれていることに留意しつつ、明確性、具体性について確認する。

確認の結果、目的及び目標が明確性、具体性に欠けると判断された場合には、この段階で速やかに対象機関に対して照会し、必要に応じ再提出を求める。

### (3) 項目別評価

各評価機関においては、機構における評価と同様の3項目の評価項目について、目的及び目標に照らして評価観点を設定し、現在の活動状況について原則として過去5年間の状況を通じて自己評価が行われる。この自己評価結果は、自己評価書として取りまとめられ提出される。

## 観点の設定及び評価

項目別評価は、評価項目ごとに、対象機関が設定した目的及び目標に照らして評価チームにおいて評価の観点を設定する。これらの観点について、自己評価書に記載された自己評価結果を根拠となる資料・データや機関が独自に調査・収集した資料・データに基づき分析することにより評価を実施する。

この際、目的及び目標に即した評価を行う上で客観的に見て必要不可欠と認められる観点が、対象機関が設定した観点の中に不足している場合は、当該機関に通知し、当該観点に関する資料・データの追加提出を求め、評価チームにおいて評価を実施する。

また、各観点ごとの自己評価は、原則として5年間の状況を対象として行われるが、取組の内容等によって、過去5年間よりもさらに遡ったり、5年間よりも短い年数の状況分析があり得るので、これらの状況を踏まえて、自己評価結果の根拠となる資料・データ等について確認した上で評価を実施する。

さらに、評価結果の基礎となった具体的な事実及び根拠・理由（背景・原因等）についても合わせて整理しておくことが必要である。

この項目別評価は、ヒアリング前までに終了させる。

項目別評価の具体的手順は、以下のとおりである。

### 1) 観点ごとの評価

観点ごとに、それぞれ優れているのか、おおむね適切なのか、やや問題があり改善も要するのか、問題があり大幅な改善が必要なのかを、資料・データで根拠を確認しつつ判断する。

### 2) 優れた点等の抽出

1)の過程において、特色ある取組、特に優れた点、改善を要する点、問題点等を抽出する。

### 3) 水準の判断

観点ごとの評価を総体的に判断して、評価項目としての水準（目的及び目標に照らした貢献度、到達度等）がどの程度なのかを導き出す。

その際、観点には、その内容により、評価の重みや観点間の相互関係があるので、それらについても総合的に判断し、水準を導き出す。

導き出された水準は、評価報告書では水準を分かりやすく示す必要があるため、記述については、それぞれの項目ごとに次の から の「水準を分かりやすく示す記述」による統一した表現を用いる。

この際に、水準を導き出した根拠となる事実、理由（背景・原因等）の要点を整理しておく。

また、評価の過程において、不明な点が生じた場合や自己評価の根拠となる資料・データが不十分な場合は、随時、対象機関に照会や提出依頼を行う。

対象機関への照会、資料提出の要請等（前記(2)における目的及び目標の再提出の依頼を含む。）については、必ず評価チーム内で意見調整をした上で行うこととし、照会等の手続きについては、機構の評価事業部を経由して文書により行い、対象機関からも文書による回答を求める。

次の から の評価項目ごとに「評価の内容」、「評価の観点例」、「水準を分かりやすく示す記述」、「根拠となる資料・データ例」を説明する。

#### 評価の観点の設定に当たっての留意点

次の から に記載された観点例は、各項目での評価を実施する際に用いる観点として一般的に想定できるか、あるいは場合によって想定できるものの例示である。

したがって、これらの観点は想定できるすべてを表しているものではなく、またすべてを当てはめるべきものでもない。

実際の評価に当たっては、これらの観点例を参考に、対象機関ごとに設定された目的及び目標に照らし、評価を実施するために適した観点を設定して、評価を行うことになる。

なお、前述のように、目的及び目標には性格的に異なるさまざまなものが取り上げられる可能性があり、観点はそれらの性格に応じた形で設定する必要がある。

「根拠となる資料・データ例」についても同様に、一般的に想定できるもの等の例示であり、想定できるすべてを表しているものでもなく、またすべてを当てはめるべきものでもない。

## 目的及び目標を達成するための取組

### 【評価の内容】

この項目では、教育サービスに関する取組が、対象機関の設定した目的及び目標に沿ったものとなっているか、取組の中の各種の活動（事業）において提供される内容と方法及びその取組の体制が目的及び目標の達成に貢献しているかについて評価する。

### 【評価の観点例】

評価観点は、各対象機関の設定する目的及び目標に即して設定しなければならないが、この項目での評価を実施する際に用いる観点として、一般的に想定できるか、あるいは場合によって想定できるものの例として、次のような事項が考えられる。

目的及び目標に沿った取組となっているか

- ・目的及び目標を達成するのに適した種類の活動が提供されているか
- ・各活動を有機的に連携して検討，運営等を行うシステムが整備され，機能しているか
- ・各部署等ごとの取組内容等を全学的な視野で検討等を行うシステムが整備され，機能しているか

各種の活動の内容，方法及びその取組の体制は，設定した目的及び目標の達成に貢献しているか

- ・各活動ごとの検討，運営等のためのシステムが整備され，機能しているか
- ・目的及び目標で意図された内容が提供されているか
- ・目的及び目標を達成するために十分な規模の活動が行われているか
- ・目的及び目標を達成するために効果的な方法が取られているか
- ・サービス享受者に対する経費負担面，施設・設備面での配慮はなされているか
- ・取組の趣旨が学内の教職員に十分に徹底されているか
- ・各活動のPRの範囲，方法は適切か
- ・各活動の担当者（教員等）の構成は十分なものとなっているか
- ・実施時期，時間帯等の配慮はなされているか

### 【水準を分かりやすく示す記述】

この項目での水準は，以下の4つの記述により示す。

取組は目的及び目標の達成に十分に貢献している。

取組は目的及び目標の達成におおむね貢献しているが，改善の余地もある。

取組は目的及び目標の達成にある程度貢献しているが，改善の必要がある。

取組は目的及び目標の達成に貢献しておらず，大幅な改善の必要がある。

### 【根拠となる資料・データ例】

根拠となる資料・データの例としては，次のようなものが考えられる。

- ・関連規程　・実施要項　・募集要項　・組織図　・募集要項等の配布先一覧
- ・教材　・各活動の報告書



## 目的及び目標の達成状況

### 【評価の内容】

この項目では、対象機関の設定した目的及び目標が、教育サービス活動によって、どの程度達成されているかについて評価する。

### 【評価の観点例】

この項目での評価観点として、一般的あるいは場合によって想定できるものの例として、次のような事項が考えられる。

目的及び目標に沿ったサービス享受者が得られているか

- ・各活動のサービス享受者は目的及び目標で意図した対象に合致しているか
- ・サービスの利用者数等は十分なものとなっているか

目的及び目標に沿った成果がどの程度達成されているか

- ・サービス享受者の満足度は十分なものといえるか
- ・出席率，修了率，単位取得率等の状況から判断して，目的及び目標で意図した成果はどの程度達成されているか

### 【水準を分かりやすく示す記述】

この項目での水準は、以下の4つの記述により示す。

目的及び目標が十分達成されている。

目的及び目標がおおむね達成されているが、改善の余地もある。

目的及び目標がある程度達成されているが、改善の必要がある。

目的及び目標の達成が不十分であり、大幅な改善の必要がある。

### 【根拠となる資料・データ例】

根拠となる資料・データの例としては、次のようなものが考えられる。

- ・サービス享受者のプロフィール　・科目等履修生の単位取得状況　・各活動の報告書
- ・サービス享受者に対するアンケート調査，追跡調査　・図書館等の利用状況

## 改善のためのシステム

### 【評価の内容】

この項目では、目的及び目標の設定やその実現に向けての取組状況について、問題点の把握や学外者の意見等の反映など、自己点検・評価、外部評価等の組織的な体制や改善のためのシステムが整備されているか、それらの組織的な体制やシステムが機能しているかについて評価する。

### 【評価の観点例】

この項目での評価観点として、一般的あるいは場合によって想定できるものの例として、次のような事項が考えられる。

この項目での評価観点は、一般的には次のような事項が考えられる。

- 活動の状況や問題点等を把握する体制やシステムが整備され、機能しているか
- ・活動の状況や問題点を把握する体制やシステムが整備され、機能しているか
- ・学外者の意見（社会のニーズ，サービス享受者の意見）等を把握する体制やシステムが整備され、機能しているか
- 改善のための有効な体制やシステムが整備され、機能しているか
- ・把握した問題点や学外者の意見等を改善に結びつける体制やシステムが整備され、機能しているか
- ・教育サービス面における社会貢献に関する研究を行う組織（例えば生涯学習センター）を備えている場合、その研究成果は改善に活かされているか

### 【水準を分かりやすく示す記述】

この項目での水準は、以下の4つの記述により示す。

- 改善のためのシステムが十分機能している。
- 改善のためのシステムがおおむね機能しているが、改善の余地もある。
- 改善のためのシステムがある程度機能しているが、改善の必要がある。
- 改善のためのシステムの整備が不十分であり、大幅な改善の必要がある。

### 【根拠となる資料・データ例】

根拠となる資料・データの例としては、次のようなものが考えられる。

- ・関連規程　・組織図　・サービス享受者に対するアンケート調査　・ニーズ調査
- ・自己点検・評価報告書　・外部評価報告書

#### (4) 総合的評価

1) 総合的評価では、各評価項目を通じた事柄や全体を見たときに指摘できる事柄について、特色ある取組、特に優れた点、改善を要する点等を指摘する形で評価を行う。

どのような取組や事柄を評価するかについては、各評価項目ごとの内容やその評価結果を総合的に見た上で判断する。

2) その際、取組の全体を通じて、目的及び目標が学内の教職員に周知されているか、サービス享受者などの学外者に適切に公表されているかについて評価する。

3) 以上の評価の基礎となった具体的な事実及び根拠・理由(背景・原因等)を整理する。

#### (5) 書面調査段階での評価案の整理

書面調査での評価が一通り終了した時点で、各評価チームごとに、分析・調査結果の検討及び整理を行い、書面調査段階での評価案を整理する。また、この評価案を踏まえて、ヒアリングでの調査内容の検討・整理を併せて行う。

評価案の整理は、後述の「評価報告書原案の作成」に則り、報告書としての形式で取りまとめる。

## 2 ヒアリング

ヒアリングにおいては、書面調査では知り得ない、あるいは確認できない事項について調査するとともに、書面調査での評価内容の概要を伝え、対象機関からの意見を求める。

ヒアリングは、学術総合センター(東京都千代田区)を会場として実施する。具体的な日程については、評価チームと各対象機関で調整した上で設定する。

ヒアリング時間は、1対象機関当たり3時間程度とする。

#### (1) 事前作業

ヒアリングに当たっては、各評価チームは、あらかじめそれぞれの役割分担を決定しておくとともに、ヒアリングで調査する事項については、事前に対象機関に通知し、ヒアリングの際に、説明及び関係資料を提出するように依頼しておく。

#### (2) 書面調査の補足調査

ヒアリングでは、まず、各評価項目に沿って書面調査で十分な説明及び資料が得られなかった事項について、対象機関の関係者から意見聴取や資料収集を行う。

対象機関から出された意見で、これまで提出のあった資料・データ等で確認できないものについては、新たに根拠となる資料・データの提出を求めるとし、該当部分の評価結果案は当該資料・データによる分析を加えた上で取りまとめる旨説明し、それに対する

後述の(4)における評価内容の概要の説明は控える。

また、評価チームから意見を述べる場合は、チームとしての意見と評価担当者の個人的意見、感想等とを区別して発言するように留意する。

### (3) 評価案の検討

意見聴取終了後、30分程度の時間を設け、(2)の書面調査の補足調査の結果により書面調査段階での評価案を見直し、修正等を行う。

### (4) 評価内容の概要に対する意見聴取

対象機関の関係者との共通理解を図り、評価結果の確定を円滑に行うため、この時点での評価結果案やその根拠となった取組状況を対象機関の関係者に説明し、それに対する意見を聴取する。

特に、特色ある取組、優れた点、改善を要する点、問題点等と判断された事項について、対象機関に伝え、当該機関の考えを確認する。

## 評価報告書原案の作成

書面調査段階での評価案をヒアリングで得られた知見によって、修正、加筆して、評価チームとしての評価報告書原案を作成する。

評価チームが作成する評価報告書原案は、「対象機関の現況」、「教育サービス面における社会貢献に関するとらえ方」、「教育サービス面における社会貢献に関する目的及び目標」、「教育サービス面における社会貢献に関する取組の現状」、「項目別評価結果」、「総合的評価結果」及び「評価結果の概要」で構成する。

「対象機関の現況」、「教育サービス面における社会貢献に関するとらえ方」、「教育サービス面における社会貢献に関する目的及び目標」及び「教育サービス面における社会貢献に関する取組の現状」については、原則として各対象機関から提出のあった自己評価書から原文のまま転載する。

各対象機関に対しては、機関の現況、教育サービスに関するとらえ方及び取組の現状についてはそれぞれ最大2,000字程度、目的及び目標については最大4,000字程度に記述するよう求めている。

「項目別評価結果」、「総合的評価結果」及び「評価結果の概要」のそれぞれの記載方法は以下による。

## 1 項目別評価結果の記述

項目別評価結果の記述に当たっては、取組の現状とともに、その中から特色ある取組、特に優れた点、改善を要する点、問題点等が認められた場合にそれらを併せて記述する。

また、各評価項目ごとに、前記「 の1の(3) 項目別評価」に基づき、評価の水準を導き出し、その結果を記述する。

さらに、以上の評価結果の基礎となった具体的な事実及び根拠・理由（背景・原因等）を記述する。

なお、分量は原則として各項目ごとにA4判1ページとし、3ページ（最大6,000字程度）とする。ただし、「目的及び目標を達成するための取組」については、最大3ページ（6,000字程度）まで許容されるものとする。

### 項目別評価結果の記述の構成

- 1) 取組の現状を記述しつつ、特色ある取組、特に優れた点、改善を要する点、問題点等の記述
- 2) 目的及び目標に照らした水準を「水準を分かりやすく示す記述」を用いて示した記述
- 3) 上記1)及び2)の評価結果の基礎となった具体的な事実及び根拠・理由（背景・原因等）の記述

## 2 総合的評価結果の記述

総合的評価の記述に当たっては、前記「 の1の(4) 総合的評価」に基づき、

1) 評価すべきものとして判断した取組や事柄並びに目的及び目標の周知・公表について、特色ある取組、特に優れた点、改善を要する点等を指摘する形で記述する。

2) 上記の評価結果の基礎となる具体的な事実及び根拠・理由（背景・原因等）を記述する。

なお、分量はA4判1ページ（最大2,000字程度）とする。

## 3 評価結果の概要の記述

評価結果の概要の記述に当たっては、前記「1 項目別評価結果の記述」の1)及び2)の概要を評価項目ごとに記述する。

また、総合的評価結果の概要を記述する。

なお、分量はA4判1ページ（最大2,000字程度）とする。

この評価報告書原案は、専門委員会の審議を経て、評価報告書原案として確定され、大学評価委員会に提出される。

なお、最終的な評価報告書は、「対象機関の現況」、「教育サービス面における社会貢献に関するとらえ方」、「教育サービスにおける社会貢献に関する目的及び目標」、「教育サービスにおける社会貢献に関する取組の現状」、「項目別評価結果」、「総合的評価結果」、「評価結果の概要」及び「意見の申立て」によって構成され、対象機関及び設置者へ通知し、社会へ公表する際には、「大学評価・学位授与機構が行う大学評価の概要」についても掲載されることとなる（添付資料3「評価報告書イメージ」参照）。

## 添付資料 1

### 平成 1 2 年度着手の評価対象機関一覧 (教育サービス面における社会貢献)

#### 1. 国立大学

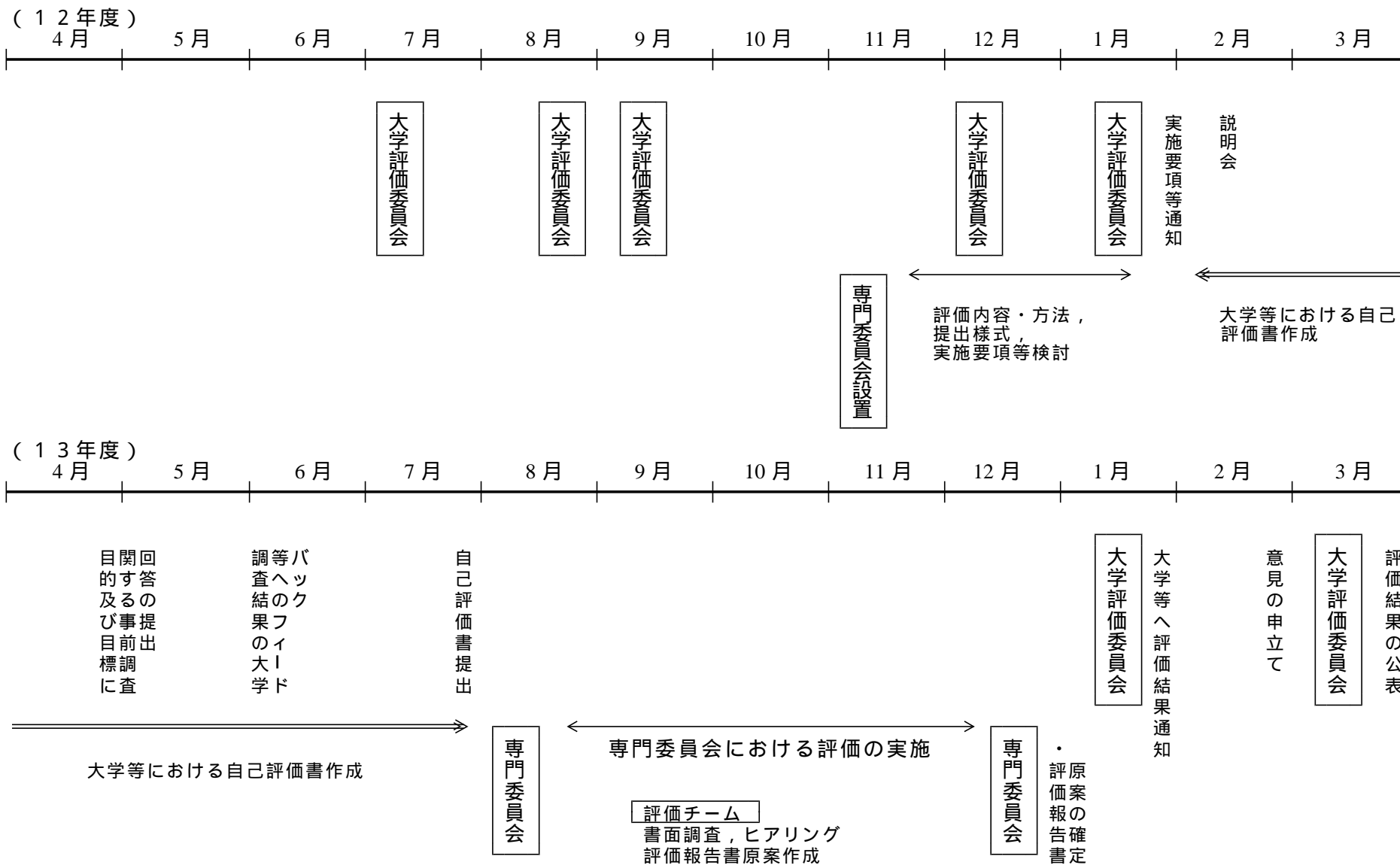
1	北海道大学	34	横浜国立大学	67	和歌山大学
2	北海道教育大学	35	新潟大学	68	鳥取大学
3	室蘭工業大学	36	長岡技術科学大学	69	島根大学
4	小樽商科大学	37	上越教育大学	70	島根医科大学
5	帯広畜産大学	38	富山大学	71	岡山大学
6	旭川医科大学	39	富山医科薬科大学	72	広島大学
7	北見工業大学	40	金沢大学	73	山口大学
8	弘前大学	41	福井大学	74	徳島大学
9	岩手大学	42	福井医科大学	75	鳴門教育大学
10	東北大学	43	山梨大学	76	香川大学
11	宮城教育大学	44	山梨医科大学	77	香川医科大学
12	秋田大学	45	信州大学	78	愛媛大学
13	山形大学	46	岐阜大学	79	高知大学
14	福島大学	47	静岡大学	80	高知医科大学
15	茨城大学	48	浜松医科大学	81	福岡教育大学
16	図書館情報大学	49	名古屋大学	82	九州大学
17	筑波大学	50	愛知教育大学	83	九州芸術工科大学
18	宇都宮大学	51	名古屋工業大学	84	九州工業大学
19	群馬大学	52	豊橋技術科学大学	85	佐賀大学
20	埼玉大学	53	三重大学	86	佐賀医科大学
21	千葉大学	54	滋賀大学	87	長崎大学
22	東京大学	55	滋賀医科大学	88	熊本大学
23	東京医科歯科大学	56	京都大学	89	大分大学
24	東京外国語大学	57	京都教育大学	90	大分医科大学
25	東京学芸大学	58	京都工芸繊維大学	91	宮崎大学
26	東京農工大学	59	大阪大学	92	宮崎医科大学
27	東京芸術大学	60	大阪外国語大学	93	鹿児島大学
28	東京工業大学	61	大阪教育大学	94	鹿屋体育大学
29	東京商船大学	62	兵庫教育大学	95	琉球大学
30	東京水産大学	63	神戸大学	96	北陸先端科学技術大学院大学
31	お茶の水女子大学	64	神戸商船大学	97	奈良先端科学技術大学院大学
32	電気通信大学	65	奈良教育大学	98	総合研究大学院大学
33	一橋大学	66	奈良女子大学		

#### 2. 大学共同利用機関

1	国文学研究資料館
2	国立極地研究所
3	宇宙科学研究所
4	国立遺伝学研究所
5	統計数理研究所
6	国際日本文化研究センター
7	国立天文台
8	核融合科学研究所
9	岡崎国立共同研究機構
10	高エネルギー加速器研究機構
11	国立情報学研究所
12	国立民族学博物館
13	国立歴史民俗博物館
14	メディア教育開発センター

## 添付資料 2

### 平成12年度の全学テーマ別評価「教育サービス面における社会貢献」実施計画に係るスケジュール





添付資料3

評価報告書イメージ

(全学テーマ別評価「教育サービス面における社会貢献」)

機関名

全学テーマ別評価報告書  
(教育サービス面における社会貢献)

大学

大学評価・学位授与機構

機関名

1.大学評価・学位授与機構が行う大学  
評価の概要

機構の行う評価について 全学テーマ別評価について

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-1-

機関名

2.対象機関の現況

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-2-

機関名

3.教育サービス面における社会貢献に  
関するとらえ方

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-3-

機関名

4.教育サービス面における社会貢献に  
関する目的及び目標

目的 目標

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-4-

機関名

(目標の続き)

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-5-

機関名

5.教育サービス面における社会貢献に  
関する取組の現状

活動ごとの概要

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-6-

機関名

6.項目別評価結果

1)目的及び目標を達成するための  
取組

特色ある取組, 特に -----

優れた点, 改善を要 -----

する点, 問題点等 -----

----- 記述した評価結果の  
基礎となった事実及  
----- び根拠・理由(背景  
----- ・原因等)

目的及び目標の達成 -----

への貢献の水準を分 -----

かりやすく示す記述 -----

-7-

機関名

2)目的及び目標の達成状況

特色ある取組, 特に -----

優れた点, 改善を要 -----

する点, 問題点等 -----

----- 記述した評価結果の  
基礎となった事実及  
----- び根拠・理由(背景  
----- ・原因等)

目的及び目標の達成 -----

への貢献の水準を分 -----

かりやすく示す記述 -----

-8-



大学評価関係法令等

〔国立学校設置法（抄）〕

第三章の五 大学評価・学位授与機構

第九條の四 大学等（大学及び大学共同利用機関をいう。以下この項において同じ。）の評価及び学位の授与に関し、次に掲げる業務を行う機関として、大学評価・学位授与機構を置く。

- 一 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。
- 二 （略）
- 三 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。
- 四 大学等の教育研究活動等の状況についての評価及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

2 前項第一号の評価の実施の手続その他同号の評価に関し必要な事項は、文部省令で定める。

〔国立学校設置法施行規則（抄）〕

（評価の区分）

第五十二條の二 国立学校設置法第九條の四第一項第一号に規定する評価は、次の各号に掲げる区分により行うものとする。

- 一 大学等、大学及び大学共同利用機関をいう。以下同じ。（の教育研究活動等の状況についての全学的な事項に関する評価（次号及び第三号に掲げるものを除く。））
- 二 大学の各学部及び各研究科における教育活動等の状況についての評価
- 三 大学等の各学部、各研究科、各附属研究所その他の各研究組織における研究活動等の状況についての評価

（評価の実施の手続）  
第五十二條の三 大学評価・学位授与機構は、前条の評価については、大学等の設置者の要請をまつて行うものとする。

（評価の実施の方法）  
第五十二條の四 大学評価・学位授与機構は、大学等が自ら行う評価の結果について分析し、及び大学等における教育研究活動等の状況について調査を行い、これらの結果を踏まえて大学等の評価を行うものとする。

（意見の申立）  
第五十二條の五 大学評価・学位授与機構は、大学等の評価の結果について報告書を作成するに当たっては、あらかじめその内容等について当該大学等に意見の申立の機会を付与するものとする。

（大学等の評価に関する委任）  
第五十二條の六 この省令又は他の法令に別段の定めのあるものを除くほか、国立学校設置法第九條の四第一項第一号に規定する評価に関し必要な事項については、大学評価・学位授与機構の長が定める。

6 大学評価・学位授与機構は、当分の間、私立大学に係る国立学校設置法第九條の四第一項第一号に規定する評価を行わないものとする。

〔大学評価・学位授与機構組織運営規則（抄）〕

（大学評価委員会）

第六條の二 機構は、大学評価委員会を置く。

2 大学評価委員会は、機構長の定めるところにより、機構が行う大学等の評価について審議を行う。機構長は、機構が行う大学等の評価に関し必要な事項を定めるについては、大学評価委員会の議を経てこれを行うものとする。

4 大学評価委員会は、委員三十人以内で組織し、委員は、大学の学長及び教員、大学共同利用機関の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者のうちから、運営委員会の推薦を受けた者について、機構長が評議員会の意見を聴いて任命する。

5 大学評価委員会に、機構が行う大学等の評価に関する専門の事項を調査するため、専門委員を置くことにも、大学及び大学共同利用機関における教育研究活動等の状況に関し調査するため、評価員を置く。

6 専門委員及び評価員は、大学の教員、大学共同利用機関の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者並びに機構の教授その他専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、機構長が運営委員会の意見を聴いて任命する。

7 委員、専門委員及び評価員は非常勤とする。

8 委員、専門委員及び評価員の任期その他大学評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、機構長が運営委員会の意見を聴いて別に定める。

〔大学評価・学位授与機構大学評価委員会規程〕

（目的）

第一条 この規程は、大学評価・学位授与機構組織運営規則（平成三年文部省令第三十八号）第六條の二第八項の規定に基づき、大学評価・学位授与機構の大学評価委員会の委員、専門委員及び評価員の任期その他大学評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 委員、専門委員及び評価員の任期は二年とし、それぞれの欠員が生じた場合の補充の委員、専門委員及び評価員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、二期を限度として、再任することができる。ただし、再任できる委員は、原則として委員総数の半数以下とする。

3 専門委員及び評価員は、原則として再任することはできない。

第三条 大学評価委員会に委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、大学評価委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

（専門委員会）  
第四条 大学評価委員会は、その定めるところにより、専門の事項を調査するため、数個の専門委員会を置くものとする。

2 専門委員会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 専門委員会に主査及び副主査各一人を置き、当該専門委員会に属する委員及び専門委員の互選により定める。

4 主査は、専門委員会の会務を掌理する。

5 副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるときはその職務を代理し、主査が欠けたときはその職務を行う。

（分科会）  
第五条 大学評価委員会は、その定めるところにより、専門委員会に、その所掌する専門の事項の一部を分担させるため、分科会を置くことができる。

2 分科会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 分科会に主査及び副主査各一人を置き、当該分科会に属する委員及び専門委員の互選により定める。

4 主査は、分科会の会務を掌理する。

5 副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるときはその職務を代理し、主査が欠けたときはその職務を行う。

（議事の手続）  
第六条 大学評価委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 大学評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することできない。

3 大学評価委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときには、議長の決するところによる。

4 委員は、自己の關係する大学及び大学共同利用機関に関する事案については、その議事の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。

5 前四項の規定は、専門委員会及び分科会の議事に準用する。この場合において、「委員長」とあるのは、「主査」と、「委員」とあるのは、「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

（雑則）  
第七条 この規程に定めるもののほか、大学評価委員会の運営に関し必要な事項は、大学評価委員会が定める。

附則  
この規程は、平成十二年五月二十二日から施行する。

( 1 ) 大学評価委員会委員名簿

阿 部 謹 也	共立女子大学長
新 井 郁 男	上越教育大学教授
石 川 隆 俊	大学評価・学位授与機構教授
石 原 多賀子	金沢市教育長
猪 木 武 徳	大阪大学教授
内 田 博 文	九州大学教授
大 塚 榮 子	経済産業省産業技術総合研究所北海道工業技術研究所主任研究官
岡 沢 憲 芙	早稲田大学教授
小野田 武	三菱化学(株)顧問
川 口 昭 彦	東京大学教授
北 城 恪太郎	IBM アソシア・パシフィック・プレジデント兼日本アイ・ビー・エム(株)代表取締役会長
小 島 操 子	大阪府立看護大学長
小 林 誠	高エネルギー加速器研究機構教授
嶋田 M.シエラ・ト	日米教育委員会事務局長
島 田 淳 子	昭和女子大学教授
清 水 雅 彦	慶應義塾大学教授
鈴 木 昭 憲	秋田県立大学長
館 昭	大学評価・学位授与機構教授
土 岐 憲 三	京都大学教授
外 村 彰	(株)日立製作所フェロー
永 井 多恵子	世田谷文化生活情報センター館長
中 島 尚 正	東京大学教授
西 野 瑞 穂	徳島大学教授
蓮 見 音 彦	和洋女子大学教授
ハンス・ユーゲン・マルクス	南山大学長
丸 山 利 輔	石川県農業短期大学長
山野井 昭 雄	味の素(株)代表取締役副社長
山 内 久 明	日本女子大学教授
吉 田 泰 輔	(学)国立音楽大学理事長
渡 辺 孝	日本政策投資銀行設備投資研究所長

は委員長, は副委員長

( 2 ) 教育サービス面における社会貢献に関する専門委員会委員名簿

石川 啓	関西大学教授
伊東 敬祐	公立はこだて未来大学長
今津 孝次郎	名古屋大学教授
大塚 雄作	大学評価・学位授与機構教授
香川 芳子	女子栄養大学長
金川 克子	石川県立看護大学長
黒沢 惟昭	東京学芸大学教授
今野 雅裕	政策研究大学院大学教授
島田 京子	日産自動車(株)広報部社会文化室担当部長
進士 五十八	東京農業大学長
末吉 哲郎	(財)新国立劇場運営財団常務理事
鈴木 昭憲	秋田県立大学長
瀬尾 隆史	安田火災海上保険(株)地球環境部長
角尾 貞夫	(株)半導体エネルギー研究所顧問
中井 真孝	佛教大学長
中西 敦男	学術著作権協会常務理事
波平 恵美子	お茶の水女子大学教授
畑 克明	島根大学生涯学習教育研究センター長
八田 英二	同志社大学長
平石 次郎	(財)化学物質評価研究機構理事長
山岸 駿介	教育ジャーナリスト
山本 恒夫	筑波大学教授
渡辺 孝	日本政策投資銀行設備投資研究所長

は主査， は副主査

### (3) 評価員名簿

青木利元	明治生命保険相互会社企画部社会公共活動推進室推進役
碧海西癸	消費生活アドバイザー
天野正子	お茶の水女子大学教授
岩宮浩	(株)鶴見精機代表取締役社長
梅原章	トヨタ自動車(株)技術管理部人事室主担当員
大谷哲夫	駒沢大学副学長
小笠原正明	北海道大学教授
神山正弘	高知大学学生部長
川野雅資	三重県立看護大学地域交流研究センター長
木村慶子	慶應義塾大学教授
郷良太郎	(株)ニチエン化工代表取締役社長
澤田富雄	モルゲン人材開発研究所長
清水憲一	九州国際大学経済学部長
所澤仁	特定非営利活動法人アジア科学教育経済発展機構理事長
惣宇利紀男	大阪市立大学副学長
土屋俊	千葉大学附属図書館長
永田靖章	愛知教育大学副学長
中山慶子	静岡県立大学教授
西野仁雄	名古屋市立大学医学部長
廣渡修一	徳島大学教授
藤田幸男	愛知学院大学大学院商学研究科長
藤平誠二	茨城大学教授
堀内孜	京都教育大学教授
前田絢子	フェリス女学院大学教授
松浦満	山口大学教授
松下直子	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
宮崎保光	豊橋技術科学大学教授
両角光男	熊本大学教授
山名康裕	日本工業新聞社編集委員
山本慶裕	国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官
吉澤昌恭	広島経済大学教授
米田政明	富山大学教授
冷泉為人	池坊短期大学長

## 用語集

### 1 科目等履修生制度

正規学生以外の者に対し，大学が開設する一又は複数の授業科目の履修を可能にし，単位を与える制度である。社会人等に対する学習機会を拡充し，その学習に対して適切な評価を与えることを目的として，平成3年の大学設置基準の改正により設けられた。平成5年からは大学院においても開設することができるようになった。

### 2 聴講生制度

正規学生以外の者に対し，大学が開設する一又は複数の授業科目の聴講を認める制度である。学則によって認められてきたものであるが，科目等履修生制度と異なり，単位の取得は一般的に認められておらず，法令上に直接の根拠はない。

### 3 公開講座

大学等が持っている専門的，総合的な教育・研究機能を社会に開放することにより，生活上，職業上の知識，技術及び一般教養を身に付けるための学習機会を広く社会人等に対して提供するもの。

大学内で開かれることが一般的であるが，学外で開催する出張公開講座，メディアを利用した放送公開講座や地方自治体との共催による公開講座も見られる。

### 4 資格関係の講座

各種の資格を授与するための講習を実施するものであり，具体的には教育職員免許法認定講習，社会教育主事講習などが挙げられる。

本評価では，これらの講座のうち，全機関的な方針の下での取組が評価対象となる。

### 5 研修，セミナー

大学等においては各種の研修，セミナーを開催しているが，本評価では，全機関的な方針の下で，学外者を対象とした活動が評価対象となる。

このほかに，講演会，シンポジウム，健康・栄養指導等についても，当該機関が教育活動であるにとらえ，全学的な方針の下で開催されるものについては，本評価の評価対象となる。

### 6 博物館等公開

大学等が所蔵する史資料を学内に設けた博物館及び資料館等で，一般市民に対して公開するものである。また，所蔵史資料を学外の博物館，美術館等に貸出したり，展示委託を行っている大学等もみられる。

なお，大学共同利用機関の場合は，博物館関係の機関のように，このことがその主要事業の一つとなるところもある。

### 7 図書館開放

地域社会からの市民の生活・文化の向上，生涯学習機会の拡大などの図書館の利用に対する期待・要請に応えるため，図書館に所蔵する学術資料，蔵書，図書館施設を一般市民に対して開放するものである。学術資料，蔵書の閲覧のみに留まるところから，貸出を許可している図書館まで開放の度合いは，大学によって異なる。